

吉田町外國青年招致事業に係る外國語指導助手の勤務条件等に関する規則の新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略 第5章 勤務時間、休日及び休暇 (第11条～第16条の2) 第6章～附則 略 (任期)</p> <p>第4条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、原則として再度の任用は行わないものとする。 (報酬及びその計算)</p> <p>第6条 外國語指導助手の報酬は、任用1年目については月額28万円(年額336万円)、任用2年目については月額30万円(年額360万円)、任用3年目については月額32万5千円(年額390万円)、任用4年目以降については月額33万円(年額396万円)程度とする。</p> <p>2～4 略 (特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 外國語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことがあると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精及び頸授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(6) 女子の外國語指導助手が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略 第5章 勤務時間、休日及び休暇 (第11条～第16条)</p> <p>第6章～附則 略 (任期)</p> <p>第4条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、<u>再度の任用は行わないものとする。</u> (報酬及びその計算)</p> <p>第6条 外國語指導助手の報酬は、任用1年目については月額28万円(年額336万円)、任用2年目については月額30万円(年額360万円)、任用3年目については月額32万5千円(年額390万円)、任用4年目以降については月額33万円(年額396万円)程度とする。</p> <p>2～4 略 (特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 女子の外國語指導助手が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間</p> <p>(6) 女子の外國語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外國語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p>

- (7) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 外国語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
- (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これららの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回をそれぞれ30分以内の期間（男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日ににおけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外國語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
- (12) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回をそれぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外國語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
- (10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年吉田町規則第4号）で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を當むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるため他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一日一度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
- (11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間
- (12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を

- 経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。) 外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)において、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当あると認められる場合 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (3) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満 2 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回(医師等の特別の指示がであった場合には、いざれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (4) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれ必要とされる時間
- (5) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- (6) 女子の外国語指導助手が母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (7) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年吉田町規則第 4 号)で定める者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5 日(要介護者が複数の場合には、10 日とする。)以内で必要と認められる期間
- (8) 介護休暇開始予定日から 93 日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる(93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。) 外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日の範囲において必要と認められる期間
- (9) 外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該

- 介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (1) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までには4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いざれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (2) 妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間
- (3) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認めると認められる場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれ必要とされる時間
- (4) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (5) その他所長が必要と認めた場合 所属長が必要と認めると認める期間
- 2 前項第1号から第9号まで及び第17号から第21号までの特別休暇は有給とし、第10号から第16号までの特別休暇は無給とする。
(育児休業)
- 第16条 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として吉田町職員の育児休業等に関する条例

(平成4年吉田町条例第13号。以下「育児休業条例」という。)で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用されないことが明らかでない)が満了すること及び引き続き任用されないことを養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育児休業条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、育児休業条例に定める日まで、育児休業をすることができる。

外国語指導助手は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例¹で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、吉田町職員の育児休業等に関する条例(平成4年吉田町条例第13号)に定める日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者
(2) その養育する子が1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として同条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかな者

2 略

(部分休業)

第16条の2 外国語指導助手が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、育児休業条例の定めるところにより、当該職員が3歳に達するまでの子を養育するため、1日ににつき、外国語指導助手について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該外国語指導助手が第15条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、外国語指導助手について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(免職、休職等)

第28条 略

2 委員会は、外國語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができます。

(1) 第15条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、外國語指導助手が病氣（第31条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

(休暇及び休職の手続)

第32条 第14条第1項、第15条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第20号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第21号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所屬長に届け出で承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出で承認を得なければならない。

2 第15条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所屬長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 ~ 4 略

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(免職、休職等)

第28条 略

2 委員会は、外國語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができます。

(1) 第15条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外國語指導助手が病氣（第31条第1項の疾患を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

(休暇及び休職の手続)

第32条 第14条第1項、第15条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第14号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第15号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所屬長に届け出で承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出で承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所屬長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 ~ 4 略